

議案第 37 号

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 条第 4 項中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 2 第 3 項」に改める。

第 4 条中「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に、「第 49 条」を、「第 88 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。